

2024年11月施行

基礎から解説！ フリーランス法 解説セミナー



14:00 ▶ 16:00

フリーランス法ができると何が変わるの？

- ✓ 発注事業者とフリーランスへの業務委託が対象
- ✓ フリーランスへ発注する側の義務、気を付けることは？
- ✓ 法律によってフリーランスが守られることは？
- ✓ どんな人たちが法律で守られるのか？
- ✓ 罰則はあるのか？

法務のプロである弁護士が基礎から解説します



場所

東員町商工会館2階研修室
東員町山田1600

講師

三重はくほう法律事務所
弁護士 井関 敏彰 氏

定員

先着20名
定員になり次第締め切り

申込先

東員町商工会

参加費

無料

申込書にご記入の上、持参またはFAXを頂くか、Mailにてお申込み下さい。

TEL:0594-76-2510 FAX:0594-76-9806

Mail:m-morooka@mie-shokokai.or.jp

内容

フリーランス法(特定受託事業者
に係る取引の適正化等に関する法律)
の解説

申込〆切

2025年1月24日(金)まで

セミナー申込書

FAX : 0594-76-9806

事業所名	参加者氏名	連絡先(電話番号)